

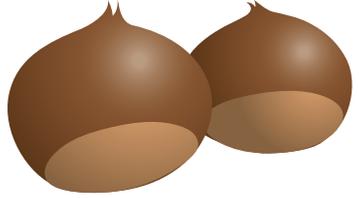
「いつか、やろう…」
ほったらかしになっている
相続手続きはありませんか？

無料で専門家に相談できる!

相続相談会

10/22(土)・23(日)

10:00~17:00



マーサ21



【1階さくらパーク
トイザラス横】

ご来場いただいた方
全員にプレゼント!!



相続手続き & 相続対策 小冊子
エンディングノート

期限のある手続き

3ヶ月
以内

相続放棄の手続き

4ヶ月
以内

所得税の準確定申告

10ヶ月
以内

相続税の申告・納付

名義変更に関して、決められた期限はありませんが、万が一別の相続が発生してしまうと、手続きが大変複雑になりますのでお早めに変更されることをお勧めします。

当日は混雑が予想されますので、事前のご予約をお勧めいたします!また、日程が合わずにご参加いただけない場合には事務所にお問合せください。事務所にて別日程でご相談させていただきます。

相談会
事前予約
24時間受付対応

0120-932-610

裏面も
チェック!



こんな方は是非ご参加ください!

相続

遺言

相続税

● 相続財産の名義変更

- ・相続する財産の名義変更の仕方がわからない!
- ・どんな書類を集めたらよいかわからない!
- ・相続する土地・建物を自分の名義にしたい!



財産の名義変更をしないで放置しておく、あとで様々なトラブルが起こります。

● 相続放棄

- ・親の遺した借金を絶対に引き継ぎたくない!
- ・3ヶ月の期限切れでも相続放棄が認められるの?
- ・相続放棄の手続のやり方がわからず不安だ!



故人の借金は引き継ぐ必要がありません。借金を相続しそうな方はお早めにご相談下さい。

● 相続税

- ・相続対策って何すればいいの?
- ・相続税の改正で相続税がかかるかもしれない!
- ・今からできる相続税対策ってあるの?



経験豊富な税理士が相続税対策や納税資金対策をご提案します。

● 遺言で相続トラブルを防ぐ!

一つでも当てはまる方は、要検討です!

- 子どもがいない
- 自分が死んだ後の妻の生活が心配だ
- 遺産のほとんどが不動産
- 子供たちの仲が悪い

遺産の分け方、遺言の書き方相談可能です。

● 相続した不動産

- ・相続した不動産を貸したい、売却したい!

- ・相続した「空き家」の管理が大変

借り手を探したり、売却のご相談を承ります。空き家についてのお困りごとをお聞かせ下さい。(宅地建物取引士が対応致します)

専門家に相談できるチャンスです!

税金の専門家



税理士

ぎふ相続サポートセンター
服部会計事務所
服部 正樹
登録番号 24980
名古屋税理士会所属
岐阜北支部



税理士・行政書士

ぎふ相続サポートセンター
服部会計事務所
藤田 裕也
登録番号 117810
名古屋税理士会所属
岐阜北支部

不動産の専門家



司法書士

みずほ総合法律事務所
古山 亨
登録番号 岐阜第 584 号
岐阜司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務
認定番号 第 618127 号



司法書士

みずほ総合法律事務所
谷口 雅則
登録番号 岐阜第 598 号
岐阜司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務
認定番号 第 618130 号

税理士法人服部会計事務所



相続専門サイト

ぎふ 相続

<http://gifu-souzoku.com/>

一相続税申告・相続手続・遺言・贈与一

- 相続税申告 280,000 円～
- 相続手続 35,000 円～
- 遺言書作成 50,000 円～
- 生前対策 10,000 円～

司法書士法人みずほ総合法律事務所



相続専門サイト

岐阜・大垣相続遺言相談室

<http://mizuho-souzoku.com/>



当事務所を利用したお客様から喜びの声をいただきました。相談ごとが解決して、「良かったこと、すばらしかったこと、相談前と後の心境の変化、喜ばしいこと」などをお聞かせいただきました。たくさんの喜びの声、ありがとうございます!

父から不動産の生前贈与を受けることになり、贈与税などについて悩んでいたので、最初の無料相談で贈与税額の計算をして頂き(結果として贈与税はゼロになる方法があるとのことでした)、その後の手続を司法書士さん上手に連携して頂くことで非常にスムーズに進みました。

①当事務所のサービスや接客について感じたことをご記入ください。
初めて相談のお電話をした瞬間から、お話を聞いてくださる姿勢に、お礼申し上げます。最初から最後まで、誠実に対応していただき感謝感謝です。勇気を出してご相談に良かったです。ありがとうございました。

「ご相談をご希望の方は、お電話での事前申し込みをお勧め致します。」

0120-932-610

【予約受付】
24時間対応

本広告は簡裁訴訟代理等関連業務(目的となる価格が140万円を超えない請求事件について代理できます)、裁判事務、及び税務に関する法律相談です。司法書士は司法書士法の範囲内、税理士は税理士法の範囲内で業務を行います。